

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日が休日には、そ
の日の當日)

製造の請負等の指名競争入札に参加する者に必要な資格
等の規定による事業の認定

土地収用法による事業の認定
◇企業管理規程 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業
規則 派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する企業
規則

◇公安規則 地方職員共済組合役員の就任
◇正誤 昭和五十三年十一月鳥取県告示第九百六十七号中訂正
◇雑報 地方職員共済組合役員の就任

自衛官の募集
生活保護法による指定医療機関の休止等

生活保護法による医療機関の指定

被爆者一般疾病医療機関の指定

解除予定の保安林

土地改良区の設立認可の適否の決定

土地改良区の役員の住所の変更

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の適否の決定 (二件)

土地改良事業の認可

基本測量の終了

公有水面の埋立ての免許 (二件)

公有水面の埋立てに関する工事のしゆん功の認可

県営住宅の家賃等の徴収事務の委託

鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

鳥取県告示第千百四十五号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第一百四十四条及び第一百七十二条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十三年度第四次自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 募集期間

昭和五十四年一月一日から昭和五十四年三月三十一日まで

二 試験期日

募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日
する休日

る。

昭和五十三年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町一八 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巖城四三二の一 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町六五 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

四 その他

1 応募資格

採用予定月の一日前在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

2 試験科目

ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）

イ 身体検査

ウ 口述試験

エ 適性検査

鳥取県告示第千百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	休、廢 止 年 月 日
足立眼科医院	鳥取市今町一丁目一二六番地	昭和五十三年十二月一日
柏原歯科医院	米子市皆生一九五八番地	昭和五十三年十月三十一日

鳥取県告示第千百四十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止し、又は廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示す

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
足立眼科医院	鳥取市今町二丁目二〇九番地	昭和五十三年十二月一日
倉元内科医院	境港市外江町一七三三番地一	昭和五十三年十二月六日
やすき薬局	鳥取市正蓮寺四三番地 福田ビル3号	昭和五十三年十二月一日
五藤円薬局岩倉店	鳥取市卯垣一三四番地一三	昭和五十三年十一月八日

鳥取県告示第千百四十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）、第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年十二月二十六日

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十三年十二月八日	鳥取県知事 平 林 鴻 三	西伯郡会見町天万六三八

鳥取県告示第千百四十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東郷町大字別所字南関東平七八二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び東郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千百五十号

昭和五十三年十一月二十五日付けで境港市小篠津町七八〇番地角乙次ほか二十二人の者から申請のあった中浜地区土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十二月二十七日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名和町土地改良区

理事	権田繁次郎
変更前	西伯郡名和町大字茶畠三七番地の一
変更後	西伯郡名和町大字茶畠七九番地の五

鳥取県告示第千百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、佐陀川右岸土地改良区の定款の変更を昭和五十三年十二月二十日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百五十四号

昭和五十三年十月二一日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良（川中地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百五十三号

昭和五十三年十月二十三日付けで青谷町から申請のあつた土地改良（河原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十二月二十七日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十二月二十七日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百五十五号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（郷原地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十二月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百五十六号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（国土調査確定測量のための基準点測量）

二 作業地域

三朝町、佐治村、河原町、用瀬町、智頭町、八東町、郡家町、船岡町、

中山町、鹿野町、氣高町、溝口町、江府町及び日南町

三 終了年月日

昭和五十三年十二月十一日

鳥取県告示第千百五十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次とのとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和五十三年十二月二十六日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

赤崎港湾管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

三 埋立区域

(1) 位置

鳥取県東伯郡赤崎町大字赤崎字東松ヶ谷三一番一地先の公有水面

(1)から(4)までの各地点を順次に直線で結んだ線及び(4)の地点から(5)の地点を通り、(1)の地点に至る昭和五十三年秋分の満潮位(T・P十二九・〇センチメートル)における公有水面と防波堤との境界線に

より囲まれた区域

①の地点 赤崎港西防波堤燈台(北緯三五度三〇分三一秒七二・東経一三三度三九分三九秒〇〇。以下「A地点」という。)

から二二一度五五分〇六秒一八〇・三メートルの地点

②の地点 A地点から二二三度五八分一二秒一八九・五メートルの

地点 A地点から二二九度一三分一五秒一四六・〇メートルの

③の地点 A地点から二二九度一三分一五秒一四六・〇メートルの

地点 A地点から二二九度一九分四七秒一六六・〇メートルの

④の地点 A地点から二二三度〇五分一一秒一五三・二メートルの

地点 A地点から二二三度〇五分一一秒一五三・二メートルの

⑤の地点 A地点から二二三度〇五分一一秒一五三・二メートルの

地点 A地点から二二六度一四分三五秒一七三・〇メートルの

⑥の地点 A地点から二二三度〇五分一一秒一五三・二メートルの

地点 A地点から二二三度〇五分一一秒一五三・二メートルの

⑦の地点 A地点から二二三度〇五分一一秒一五三・二メートルの

地点 A地点から二二三度〇五分一一秒一五三・二メートルの

(1) 有水面 次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑦の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

⑦の地点 A地点から二二三度〇二分一〇秒一七六・〇メートル

の地点

⑧の地点 A地点から二二一度三五分一一秒一八八・〇メートルの

地点 A地点から二二七度五一一分四六秒一五四・〇メートルの

地点 A地点から二二五度〇四分一八秒一七五・〇メートルの

地点 A地点から二二六度一四分三五秒一七三・〇メートルの

地点 A地点から二二一度〇〇分五七秒一〇七・〇メートルの

地点 A地点から二二六度一四分三五秒一七三・〇メートルの

地点 A地点から二二三度〇五分一一秒一五三・二メートルの

地点 A地点から二二三度〇五分一一秒一五三・二メートルの

地点 A地点から二二三度〇五分一一秒一五三・二メートルの

地点 A地点から二二三度〇五分一一秒一五三・二メートルの

地点 A地点から二二三度〇五分一一秒一五三・二メートルの

鳥取県告示第千百五十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年十二月二十六日

鳥取県知事 平林鴻三

一 免許の日
昭和五十三年十一月二十六日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二〇番地

三 埋立区域

(一) 位置

東伯郡泊村大字石脇字二の北畠一一四四番地から同大字字三の北畠

一一八三番地に至る地先の公有水面

(二) 区域

次の地点のうち、①の地点から②の地点を通り③の地点に至る昭和

五十三年秋分の日の満潮位 (D・L+〇・三〇メートル) における公

有水面と陸地との境界線、③の地点から④の地点に至る昭和五十三年
秋分の日の満潮位における公有水面と防波堤との境界線、④の地点と
⑤の地点を直線で結んだ線、⑥の地点と⑦の地点を⑧の地点から二六

〇度〇〇分一一・〇〇メートルの地点を中心とする半径七〇・三〇メー
トルの円で結んだ線、⑧の地点から⑨の地点までを順次に直線で結

んだ線及び⑩の地点と⑪の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域
①の地点 基点A(甲亀山三等三角点(北緯三五度三〇分四九・八

四六秒、東経一三三度五六分五四・四一九秒)から九四

度五七分三四七・六〇メートルの地点をいう。以下同じ。)から三三一度四五分五三・〇〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から三一七度一〇分一二四・〇〇メートルの地
点

③の地点 ②の地点から三四七度〇〇分六三・五〇メートルの地点
④の地点 ③の地点から四一度四五分一一・六〇メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から一〇四度三〇分一二・〇〇メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から一三九度〇〇分七七・四〇メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から一六九度三〇分六六・〇〇メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から七一度〇〇分一九・三〇メートルの地点
⑨の地点 ⑧の地点から一六〇度三〇分三〇・一五メートルの地点
⑩の地点 ⑨の地点から一五〇度三〇分一〇・一〇メートルの地点

(三) 面積

九、三三一・〇八平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

東伯郡泊村大字石脇字二の北畠一一五〇番地から同大字字三の甲亀
山一二九七番地に至る陸域及びその地先の公有水面

(二) 区域

次の地点のうち、⑦の地点から⑧の地点までを順次に直線で結んだ
線及び⑨の地点と⑩の地点を直線で結んだ線によつて囲まれた区域

⑦の地点 基点Aから三一七度四〇分四一・四〇メートルの地点

⑧の地点 ⑨の地点から一五四度〇〇分一五六・〇〇メートルの地
点

点

⑩の地点 ⑪の地点から三四六度一〇分一七四・三〇メートルの地
点

⑪の地点 ⑫の地点から四一度一〇分一二四・〇〇メートルの地点

⑬の地点 ⑭の地点から一〇三度〇〇分四四・一〇メートルの地点

(イ) 地点
 ④の地点から一四三度〇〇分四六・八〇メートルの地点
 ⑤の地点 ④の地点から一六九度二〇分六四・四〇メートルの地点
 ⑥の地点 ④の地点から七〇度〇〇分一六・〇〇メートルの地点
 ⑦の地点 ④の地点から一六〇度四〇分六五・二〇メートルの地点

(ロ) 面積
 三五、一八二・八九平方メートル

五 埋立地の用途
 栽培漁業センター用地及び道路

昭和五十三年十二月二十六日

鳥取県告示第千百五十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次とのおり公有水面の埋立てに関する工事のしゆん功を認可したので、同法同条第二項の規定により告示する。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 しゆん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所
 田後港港湾管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立ての免許の年月日及び番号
 昭和五十二年六月一日 鳥取県指令受河第三百四十三号

三 しゆん功認可の年月日
 昭和五十三年十二月二十六日

四 埋立区域

(ハ) 位置
 岩美郡岩美町大字浦富字一タ股三一八九番三、三一八九番一六、三一八九番一八及び三一八九番一九地先

(二) 区域
 次の各地点を順次に直線で結んだ線及び4の地点と1の地点とを結んだ線により囲まれた区域

1 田後燈台（北緯三五度三五分三四・〇六秒東經一三四度一九分八・六九秒。以下「A地点」という。）から一四〇度〇〇分三六六メートルの地点

2 A地点から一三九度三〇分三七三メートルの地点

3 A地点から一四四度五五分四六五メートルの地点

4 A地点から一四五度三〇分四六二メートルの地点

(ミ) 面積
 六一六・二〇平方メートル

五 関係図書の閲覧場所
 岩美町役場

鳥取県告示第千百六十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、高城第二団地に係る県営住宅の家賃等の徴収事務を倉吉市に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百六十一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十四年一月四日から施行する。

昭和五十三年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十三年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二号の表の株式会社鳥取銀行の本店の項中「鳥取県工業試験場」を削り、同表の株式会社鳥取銀行の鳥取西支店の項を次のように改める。

鳥取西支店	鳥取市安長	鳥取県工業試験場
-------	-------	----------

鳥取県告示第千百六十二号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十四年一月四日から施行する。

昭和五十三年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の倉吉市農業協同組合の項中

本 所	倉吉市越殿
-----	-------

に改める。

- 1 願書
- 2 資格審査提出前二年の各事業年度における製造高又は収入高
- 3 従業員の数
- 4 資本又は出資の額
- 5 営業年数
- 6 機械器具、車両、運搬具等の保有量
- 7 流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたもの）
- 8 その他経営及び信用の状態

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、指名競争入札参加資格審査願（様式第一号）を昭和五十四年二月

鳥取県告示第千百六十三号

昭和五十四年度における製造の請負、物件の売買及び役務の提供（測量、設計、地質調査及び補償調査に係るもの）について真が行う指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手続等について、次のとおり定めたので告示する。

町	を
倉吉駅前支店	倉吉市上井
倉吉市越殿町	

末日までに知事に提出しなければならない。

ただし、提出期限について、知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

2 添付書類

指名競争入札参加資格審査願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ただし、昭和五十三年度に資格を得た者で、軽印刷、活版印刷、建物清掃、機械清掃、環境衛生設備清掃及び砂利採石に係る業を営むものにあつては、(一)から(四)まで、(八)、(九)及び(十)に掲げる書類を、その他の業を営むものにあつては、(一)、(四)、(六)及び(七)に掲げる書類を添付すれば足りる。

(一) 経営実態調書（様式第一号）

(二) 営業用機械器具調書（様式第三号）

(三) 貸借対照表（資格審査願提出前一年の事業年度分のもの）（様式第四号）

(四) 資格審査提出前一年における納税義務の発生した国税（法人税又は所得税に限る。）及び鳥取県の県税（事業税及び自動車税に限る。）の納税証明書

(五) 営業証明書（法人にあつては登記簿の謄本、個人にあつては市町村長の証明書）

(六) 許可、認可等を必要とする業種にあつては、これを証する書面

(七) 個人である場合においては、その者の身分証明書（禁治産者、準禁治産者又は破産者で復権を得ない者でないことを証する書面）

(八) 印鑑証明書

(九) 砂利、採石業を営む者にあつては、砂利、採石納入実績証明書（前年度鳥取県に納入した実績（金額）を証する書面）

(十) 委任状（年間を通じ、入札、見積り、契約の締結等を委任する場合に限る。）

三 資格審査の結果の通知

資格審査の結果、資格が決定したときは、資格決定通知書によりその旨を通知する。

四 資格の有効期間

一による資格の有効期間は、昭和五十四年度限りとする。

ただし、昭和五十五年度の指名競争入札に参加するために必要な資格が決定されるまでの間は、引き続き効力を有するものとする。

様式第1号

指名競争入札参加資格審査願

鳥取県知事 平林鴻三殿

製造の請負
 昭和54年度において鳥取県で発注される下記営業種目の物件の売買に係る指名競争入札に参
 役務の提供
 加する資格の審査を受けたいのでお願いします。

なお、この資格審査願の記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約しま
 す。

昭和 年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

電話番号 局()一 番

記

希望する営業種目 (詳細は、記載説明書参照)	裏面のとおり
---------------------------	--------

店舗の写真

本社(本店)の位置(略図)

(注) 審査願は、支店、営業所等があつても本社名で記入し提出すること。

(裏面)

希望する営業種目

様式第2号

経営実態調書

昭和 年 月 日

(1)区分		支社(支店)営業所等				
商号又は 名 称						
所在地						
代表者						
郵便番地 電話番号		〒				
(2) 営業年数	創業		現組織に変更		営業年数	
	月	日	年	月	日	
(3) 製造高、 販売高、 又は 収入高	直前第2年度分決算から		直前第1年度決算から		年間平均高 千円	
	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで		
	千円	千円	千円	千円		
(4) ①流動 比率	流動資産 千円	× 100 =	(貸借対照表より)		%	
	流動負債 千円				%	
(2) 従業員 の数	技術関係職員 人 (人)	事務関係職員 人 (人)	販売関係職員 人 (人)	その他の職員 人 (人)	計 人	
(3) 資本 (又は) の額 規	区分	直前決算時 (千円)	剩余(欠損)金処分 (千円)	計 (千円)		
	資本金 (又は出資金)					
	準備金					
	積立金					
	繰越金 (繰越欠損)					
	計					
(4) 模 設備	区分	機械器具(千円)	車両・運搬具(千円)	工具・器具(千円)	計(千円)	
	①価格(取得・製作)					
	②減価償却費					
	①—②価格					
(5)	前年度登録の状況	登録の有無	有 無	登録業種 及び番号	業No	左の格付 級

(裏面)

00864

15 昭和53年12月26日 火曜日 鳥取県公報 第5014号 (第三種郵便物認可)

第5014号 (第三種郵便物認可)

樣式第3號

營業用機械器具調書

- 1 本表は、この審査願提出直前のものについて記載すること。
2 本表は、経営実態調書の「④設備」の欄の「機械器具」の内訳明細として作成するものとする。

様式第4号

貸 借 対 照 表

(年月日現在)

資 産 の 部		資 本 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
現 金・預 金		支 払 手 形	
受 取 手 形		買 掛 金	
売 掛 金		短 期 借 入 金	
原 材 料		未 払 金	
仕 掛 品		未 払 費 用	
製 品 (商 品)		預 り 金	
貯 藏 品		前 受 金	
その他の流動資産		その他の流動負債	
計 (流動資産)		計 (流動負債)	
土 地		長 期 借 入 金	
固定資産(土地を除く)		その他の固定負債	
無 形 固 定 資 產			
投 資		計 (固定負債)	
その他の固定資産			
計 (固定資産)		負 債 計	
		資 本 金 及 び 剰 余 金	
		当 期 利 益 金	
繰 延 勘 定			
		計 (資 本)	
合 计		合 计	

鳥取県告示第千百六十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

一起業者の名称

日吉津村

二 事業の種類

日吉津村立児童館新設事業

三 起業地

1 収用の部分

西伯郡日吉津村大字日吉津地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦監場所

日吉津村役場

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

昭和五十三年十二月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

鳥取県公安委員会規則第九号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県鳥取警察署の項中

吉方警察官派出所

鳥取市吉方温泉

三丁目

鳥取市のうち
吉方温泉一、二、三、四丁目、吉方（
火災復興二十九号線以西を除く。）

を

吉方警察官派出所

鳥取市吉

三丁目

鳥取市のうち
吉方温泉一、二、三、四丁目、興南町、
吉方、南吉方一、二丁目

に、

吉方警察官派出所

鳥取市吉

三丁目

江崎 " " 江崎町

東町一、二、三丁目、上町、栗谷町、

江崎町、庖丁人町、掛出町、馬場町、
中町、尚徳町、大榎町、御弓町

西町一、二、三、四、五丁目、片原一、
二、三、四、五丁目、上魚町、若桜町、
本町一、二、三、四、五丁目、鍛冶町、

片原 "

二丁目 片原

					若桜橋
				" 戎町	" 戎町
				元町、川端一、二、三、四丁目、新町、元魚町一、二、三丁目、職人町、桶屋町、戎町、寺町、弥生町	元町、川端一、二、三、四丁目、新町、元魚町一、二、三丁目、職人町、桶屋町、戎町、寺町、弥生町
				東品治町、今町二丁目、富安(新袋川以南を除く。)、栄町、古市の一部(新袋川以北に限る。)、永楽温泉町、末広温泉町、吉方(火災復興二十九号線以西に限る。)	東品治町、今町二丁目、富安(新袋川以南を除く。)、栄町、古市の一部(新袋川以北に限る。)、永楽温泉町、末広温泉町、吉方(火災復興二十九号線以西に限る。)
派出所 湖山警察官派	鳥取市湖山町	湯所	茶町	瓦町	駅前
		二丁目 湯所町	" 茶町	" 瓦町	町" 東品治
		" 材木町、湯所町一、二丁目、相生町一、二、三、四丁目、青葉町一、二、三丁目、田園町一、二、三、四丁目、丸山町、覚寺、円護寺、秋里、松並町二、三丁目	" 元魚町四丁目、茶町、川端五丁目、寿代町を除く。)、南町、松並町一丁目	" 瓦町、今町一丁目、西品治の一部(通称千代町)、行徳	" 東品治町、今町二丁目、富安(新袋川以南を除く。)、栄町、古市の一部(新袋川以北に限る。)、永楽温泉町、末広温泉町、吉方(火災復興二十九号線以西に限る。)
	鳥取市湖山町	鳥取市湖山町	鳥取市湖山町	鳥取市湖山町	若桜橋

を

派出所 湖山警察官派	出所 湖山警察官派	派出所 湖山警察官派	出所 湖山警察官派	江崎警察官派 鳥取市江崎町
鳥取市湖山町	鳥取市湖山町	鳥取市湖山町	鳥取市湖山町	鳥取市のうち 東町一、二、三丁目、上町、栗谷町、江崎町、庖丁人町、掛出町、馬場町、中町、尚徳町、大榎町、御三町、西町
鳥取市湖山町	鳥取市湖山町	鳥取市湖山町	鳥取市湖山町	鳥取市のうち 東町一、二、三丁目、上町、栗谷町、江崎町、庖丁人町、掛出町、馬場町、中町、尚徳町、大榎町、御三町、西町
鳥取市湖山町	鳥取市湖山町	鳥取市湖山町	鳥取市湖山町	鳥取市のうち 東町一、二、三丁目、上町、栗谷町、江崎町、庖丁人町、掛出町、馬場町、中町、尚徳町、大榎町、御三町、西町

に

河原町河原	鳥取市吉成警 察官駐在所	鳥取市吉成	" 吉成 "
河原町大字河原	鳥取市上味野	鳥取市吉成	" 吉成 "
河原町のうち	鳥取市上味野	鳥取市吉成	" 吉成 "
大字河原、渡一木、谷一木、長瀬、袋	上味野、竹生、向国安、下味野、朝月、 源太、猪子、横枕、上砂見、下砂見、中 砂見、岩坪、倭文、長谷、玉津、赤子田 子田、布袋	的場、宮長、大覺寺、數津、叶、吉成、 古市（新袋川以北を除く。）富安の一 部（新袋川以南に限る。）	" 的場、宮長、大覺寺、數津、叶、吉成、 古市（新袋川以北を除く。）富安の一 部（新袋川以南に限る。）"
河原、布袋、稻當	鳥取市上味野	鳥取市吉成	" 吉成 "
河原町河原のうち	鳥取市上味野	鳥取市吉成	" 吉成 "
上味野、竹生、向国安、下味野、朝月、 源太、猪子、横枕、上砂見、下砂見、中 砂見、岩坪、倭文、長谷、玉津、赤子田 子田、布袋	上味野、竹生、向国安、下味野、朝月、 源太、猪子、横枕、上砂見、下砂見、中 砂見、岩坪、倭文、長谷、玉津、赤子田 子田、布袋	上味野、竹生、向国安、下味野、朝月、 源太、猪子、横枕、上砂見、下砂見、中 砂見、岩坪、倭文、長谷、玉津、赤子田 子田、布袋	上味野、竹生、向国安、下味野、朝月、 源太、猪子、横枕、上砂見、下砂見、中 砂見、岩坪、倭文、長谷、玉津、赤子田 子田、布袋
改め、同表の鳥取県郡家警察署の項中	に、	に、	を

				河原町河原所 察官駐在所 河原警
				河原町大字河原 河原町のうち 大字河原、渡一木、谷一木、長瀬、袋 河原、布袋、稻常、赤子田
				四日市町、中町、加茂町一、二丁目、 東倉吉町、西倉吉町、尾高町、岩倉町、 天神町一丁目、立町一、二、三丁目、 寺町
				米子市のうち 四日市町、中町、加茂町一、二丁目、 東倉吉町、西倉吉町、尾高町、岩倉町、 天神町一丁目、立町一、二、三丁目、 寺町、錦町三丁目、角盤町三、四丁目
				米子市 に、を
西三柳"	"	角盤"	二丁目 角盤町	四日市町、中町、加茂町一、二丁目、 東倉吉町、西倉吉町、尾高町、岩倉町、 天神町一丁目、立町一、二、三丁目、 寺町、錦町三丁目、角盤町三、四丁目
東福原"	"	"	二丁目 角盤町	四日市町、中町、加茂町一、二丁目、 東倉吉町、西倉吉町、尾高町、岩倉町、 天神町一丁目、立町一、二、三丁目、 寺町、錦町三丁目、角盤町三、四丁目
"	西三柳	"	角盤町一、二、三、四丁目、錦町一、 二、三丁目、日ノ出町、富士見町、富 士見町一、二丁目、朝日町、米原、博 労町一丁目	四日市町、中町、加茂町一、二丁目、 東倉吉町、西倉吉町、尾高町、岩倉町、 天神町一丁目、立町一、二、三丁目、 寺町、錦町三丁目、角盤町三、四丁目
"	西三柳、上後藤、安倍、河崎	"	博労町二、三、四丁目、勝田町、車尾、 東福原の一部(県道東福原樋口線以南) 西福原の一部(大沢川以南)、觀音寺、 中島	四日市町、中町、加茂町一、二丁目、 東倉吉町、西倉吉町、尾高町、岩倉町、 天神町一丁目、立町一、二、三丁目、 寺町

00869

角盤町警察官 派出所所	米子市角盤町 二丁目	米子市のうち 角盤町一、二丁目、錦町一、二丁目、 日ノ出町、富士見町、富士見町一、二 丁目、朝日町、米原、博労町一、二、 三丁目
米子市東福原 派出所所	米子市東福原 米子市両三柳	米子市のうち 博労町四丁目、勝田町、車尾、東福原 の一部（県道東福原樋口線以南）、西 福原の一部（大沢川以南）、観音寺、 中島
西伯町福成 西伯町福成警 察官駐在所	西伯町福成 西伯町大字福成	西伯町のうち 大字福成、境、清水川、阿賀、原、倭、 北方、猪小路、与一谷、西、鍋倉、絹 屋、東町、西町
会見町天万警 察官駐在所	会見町天万 会見町大字天万	西伯町のうち 大字天万、寺内、三崎、宮前、田住、 諸木、市山、浅井、高姫、井上、御内 谷、朝金、池野、鶴田、荻名、金田、 円山

「に、を、に、を、」

		会見町天万 警察官駐在所
境港市竹内町 警察官駐在所	境港市竹内町 警察官駐在所	会見町大字天万
境港市竹内町	竹内	会見町
境港市竹内町	"	
境港市のうち 福定町、竹内町、高松町、誠道町	福定町、竹内町、高松町	

改
文
卷

この規則は、公布の日から施行する。

企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十三年十二月二十六日

鳥取県知事
平
林
鴻

鳥取県企業管理規程第二号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程
企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程
第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「十メートル」を「十五メートル」に改め、「箇所」の下に「（知事が定める場合にあつては、地上又は水面十メートル以上の足場の不安定な箇所）」を加え、同条第二項第一号中「十メートル以上」を削る。

この企業管理規程は、公布の日から施行する。

雜志

地方職員共済組合役員の異動について

地方職員共済組合役員に異動があつたので、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第4項の規定に基づき、公告する。

昭和53年12月26日

地方職員共濟組合理事長 蔡 藤 正 夫

就任（昭和53年12月1日付）

理事長 理事
“ (非常勤) 下井森藤正夫
下喜繁一

21 昭和53年12月26日 火曜日

雄一康滿壯部塚手卜(常勤)事監監

真柄 宋吉

正譜

昭和五十三年十一月鳥取県告示第九百六十七号（解除予定の保安林について）中次の箇所に誤りがあるので、訂正する。

三 頁
上 段
終りから六 行
宮地岩 誤
宮治岩 正